

危機のコモンズの動態

——初期水俣病闘争の考察

竹田 茂夫

はじめに

- 1 危機のコモンズ
- 2 社会運動としての水俣病闘争
- 3 見舞金契約
- 4 補償協定

おわりに

はじめに

水俣病発生の公式確認から60年以上経った現在でも関連の訴訟が続いている⁽¹⁾。長期にわたる水俣病をめぐる社会運動（水俣病闘争と呼ぶ）の経過は、患者組織、市民・医師・弁護士等の支援団体、熊本県と厚生省の行政組織や各種の委員会、裁判所、マスメディア、知識人等の多数の組織や個人を巻き込み、問題解決の場所も政治家の斡旋・調停・仲介、患者による自主交渉、裁判や行政審判、各種の委員会、立法措置、裁判所の和解、政治決着のように複数の闘技場（アリーナ）の間を揺れ動いていった。

社会運動をになう組織や個人も闘争の中で形成され、成長・変質・消滅したり、ひとつのアリーナが他のアリーナへ影響を与えたり、マスメディアを通じて増幅されて世論を形成したりする。水俣病闘争の本質が「企業の犯罪」と「政府の失敗」に対する被害者の闘いであるにしても、その具体的経緯は複雑で、単純な図式では理解できない。

小論の目的は、危機のコモンズ概念を出発点にして、水俣病闘争のなかでどのように闘争を担う組織や個人が形成され、変質していくかに関して試論的に展望を提供する、つまり水俣病闘争を例にとって危機のコモンズの動態を考察することにある。

(1) 公式確認の異なる意味に従って1946年、1953年、1956年といったとらえ方がある。

1 危機のコモンズ

筆者は危機のコモンズを「産業災害や環境汚染の形で、グローバルな大企業が生み出す負の外部性を引き受けざるを得ない状況に置かれた人々の強いられたコミュニティ」と定義した⁽²⁾。危機のコモンズは具体的には「大規模災害後の救援活動や被災者たちの中長期的な生活再建のための社会運動」であるが、それを正のコモンズと鏡像の関係にあるものとするのは、一方で政府の救援や災害資本主義に代替できない自発的な協力の契機があり、他方では災害ユートピアにはない持続的な組織と運動を見出すことができるからである。

水俣病患者（チッソ水俣工場が排出した有機水銀の被害者）は、理論的には危機のコモンズのサブ・カテゴリーであるクラブ負財（club bads）に相当する（表参照）。この観点から問題を整理すれば、

- (1) 負のクラブの成立根拠を何にもとめるのか（水俣病発生の原因や被害の性質の確定）、
- (2) クラブ成員をどのように決めるのか（被害の程度と範囲を地理的に、症状別にどのようにだれが決定するか）、
- (3) その運営をだれが担い、だれが支援するか（被害者自身の組織か、市民・医師・弁護士等の支援者か、あるいは行政か）、
- (4) クラブ成員が受け取る補償の大きさと形をどのように決めるのか（贖罪か補償か、損害賠償か弔慰金・見舞金か、医療費や生活費をどう扱うか等）、

というようになるであろう。被害の原因と被害者の実態を確定し、被害者の要求を取りまとめて交渉し、どのような補償や贖罪を受け入れるかを決定するというのが負のクラブの機能である。

被害の配分

	優加法的	加法的	非加法的
個人		私的負財	
ローカルな共同体	負のコモンズ		クラブ負財
公衆	負のネットワーク	負のオープン・アクセス	公共負財

水俣病闘争の場合には、水俣病の原因（(1)の条件）に関する調査にもはじめから高いハードルがあった。原因企業チッソによる因果関係の隠蔽・否認や（熊本大学医学部研究班などの）調査への非協力、県と国の行政の怠慢と遅滞が基本的理由である。

さらに、チッソ水俣工場の有機水銀排出が不知火海沿岸の地域住民に、どのような広さで、どの程度の被害をもたらしたかという最も基本的な公的調査も行われていない⁽³⁾。上記の(2)の条件が満たされていないのであるから、問題解決への最初のハードルさえ越えていないことになる。それに加えて、2つの共同体的規範（伝統的共同体と企業城下町）の圧力によって、あるいは魚介類の風評被害への漁民の恐れによって、漁民であることが多かった被害者やその家族が被害の申立を自

(2) 「危機のコモンズの可能性」、『大原社会問題研究所雑誌』655号（2013年5月）、33-47ページ。

(3) 熊本大学医学部研究班や民間医師団による一斉検診や疫学調査は行われてきた。

己抑制する傾向が、特に水俣病闘争の初期（1950－60年代）に見られた。

さらに条件(2)の問題を深刻化させたのは、多くの批判があるように、「認定基準」や個々の患者の認定に関して、医学者が純粋な医学的判断を標榜しながら、実際にはそこから逸脱し、当初から被害者の範囲をできるだけ限定して補償額を抑えるという行政的配慮に従った事実である⁽⁴⁾。行政側は、このような専門家の行政バイアスを科学的な判断として利用することになる。専門家と行政の癒着は、医学者だけでなく、法学者にも見られる⁽⁵⁾。

社会運動の本来の主題は上記の(3)と(4)であるが、水俣病闘争では(1)と(2)も現在にいたるまで深刻な対立点となっている。

水俣病では、このように、調査、認定、贖罪、補償の各段階で対立が長引き、その過程で被害者が補償を受けられずに死亡したり、死後によく患者として認定されるといった事態が続出した。

これは、調査と認定に関する行政、特に厚生省・通産省・経済企画庁・環境庁（2001年から環境省）といった国レベルの行政権力が、水俣病の被害者が地理的に（水俣市の一部沿岸地域から、熊本県や鹿児島県の広域へ、さらに不知火海沿岸全域へ）広がり、症状としても劇症から軽症へ（初期の劇症患者から、後に発見された胎児性・小児性患者を含み、遅発性患者や四肢末端の感覚障害だけの患者へ）広がり、行政に対する責任追及やチッソ支援による国家賠償額の膨張への恐怖が高まっていったからであると考えられる。

国家賠償額膨張の恐怖は、被害者が特定の患者集団に限定されるクラブ負財から、患者集団が際限なく広がっていく恐怖、さらに不特定の公衆が被害者となりうる公共負財（パブリック・バズ）へ拡大することの恐怖と重なり合う。たとえば、この恐怖は、1973年5月に第三の水俣病（水俣市近辺の第一の水俣病、新潟県の第二の水俣病に続く、有明海や日本のその他の地域における水俣病）の可能性が報じられて、全国的に生じた水銀パニックの際の行政の狼狽に見ることができると⁽⁶⁾。

全国に散らばるアセトアルデヒド関連工場が注目を浴びて魚価は暴落し、各地の漁民は総決起集会を開き、有機水銀を排出していた9工場では漁民による工場封鎖が行われた。マスコミによる報道が過熱する中で、関係省庁が第三水俣病対策会議を開き、環境庁では専門家会議で拙速に第三の水俣病の終息宣言を発表する。

被害が特定地域や特定集団から不特定の公衆へ広がる恐怖こそ、多くの批判や認定基準否定の判決にもかかわらず、頑強に不合理な認定基準（1977年判断条件⁽⁷⁾）を固守しようとする行政（官

(4) たとえば、後に判明したところによれば、1970年2月20日の第二回「熊本県公害被害者認定審査会」で、会長の熊大医学部第一内科教授・徳臣晴比古をはじめとする審査委員は、予め補償問題に配慮するために、ハンター・ラッセル症候群というもっとも厳しい水俣病の認定基準を採用することを決めて、これをマル秘とした。

(5) 後年の例であるが、1991年3月26日の「中公審・水俣病問題専門委員会」では、医学者と法学者が論理的に維持できないものと自ら認める1977年基準を対外的に何とか正当化しようとする議論が行われた。津田敏秀『医学者は公害事件で何をしてきたか』岩波現代文庫、2014年、146ページ以下。

(6) 原田正純『水俣病は終わっていない』、岩波新書、1985年、67－96ページ。

(7) ハンター・ラッセル症候群（四肢末端の感覚障害＝しびれと痛み、言語障害、運動失調、難聴、視野狭窄）の内、軽症や遅発性の場合には感覚障害だけしか見られないものが多い。それにも拘わらず、環境庁は1977年7

僚機構)の態度の背後にあるものと考えられる。

2 社会運動としての水俣病闘争

危機のコモンズあるいはクラブ負財として整理したうえで、水俣病闘争の実際の経緯から何を讀み取るべきか。

長期にわたり複雑な様相をみせる水俣病闘争を概観するために、まず時間を通じて対峙する2つの大きな流れ(通時態、運動体)を想定しよう。一方は被害者(団体)や支援団体の運動体であり、他方は原因企業と行政(県と国)のとの対応策の推移である。この2つの運動体は、患者と原因企業の自主交渉、認定のような行政措置、裁判、和解、政治的交渉などのアリーナで闘争を通じて互いに衝撃を与え、内部で分裂や軋轢や対立を経験して自ずから変化していくといった複雑なプロセスを形成する。

2つの運動体の作用・反作用からなる水俣病闘争は、少なくとも3つの社会的な「場」の中に置かれている。「場」とは、社会的な価値と権力(政治・行政・経済の各領域に固有な権力作用)によって構成される磁場や重力場のイメージに基づいている。

第一に、水俣市の市民に異なる「身分」を割り当てる、伝統的共同体の記憶が形成する場であり、初期の水俣病患者(劇症患者や胎児性・小児性患者)を多く出した漁民は、その多くが対岸の天草出身という出自からいっても、この共同体の縁辺を構成する。

第二は、「先進的な」大企業チッソを中心として構成される企業城下町という場であり、その中心から周辺にかけて階層分化が生じている。自民党支部長・医師会会長・商工会議所会頭などの名士たちを中心に、その周りを「会社ゆき」のチッソ正社員や関連会社の経営者・正社員が構成する。さらにその外側には、チッソから直接・間接に経済的恩恵を受ける水俣市の市民層(水俣市役所の公務員、商店街の店主や被雇用者、下請け企業の労使等)が広がっている。漁民や初期の患者は、この企業城下町が形成する場においても周辺に位置する。つまり、伝統的共同体と企業城下町は重なり合う⁽⁸⁾。1960年前後の水俣市の人口は約5万人、その内でチッソ工場労働者は約5,000人で、漁民は300人程度という⁽⁹⁾。

第三は、水俣市のミニコミ紙、熊本県をカバーする地方紙、全国規模のマスメディアなどの大小さまざまなメディアを通じて、問題の焦点ごとに形成される不定形のオーディエンスである。市民や公民が、現実の政治的・経済的諸条件を一時停止させたいと、自由に議論をたたかわせるといった古典的な公共圏は想定できない。しかし、反面、現代のオーディエンスは、伝統的規範や行政機構・企業・知的権威等の権力作用の下に完全に包摂されているわけではなく、メディアからの情

月1日に「後天性水俣病の判断条件について」という通知のなかで、感覚障害に他の症候が組み合わさった場合だけ水俣病と判断するとした。この1977年判断条件によって、多くの患者が認定されずに、未認定者が激増した。この判断条件は患者認定を厳しく抑圧する機能を果たしてきた。

(8) 鶴見和子「水俣病多発部落の構造変化と人間群像—自然破壊から内発的発展へ」『内発的発展論の展開』第5章、筑摩書房、1996年。

(9) 石牟礼道子「流民の都」、同編著『わが死民』現代評論社、1972年。

報や生活感情を基にして、新たに生み出される価値に共感したり、公害のような問題について一定の判断ができる公衆でもある。

不定形で匿名のオーディエンスから、「水俣病市民会議」、熊本をはじめとする各地の「水俣病を告発する会」、「水俣病訴訟支援・公害をなくする熊本県民会議」の医師団や弁護士などが浮かび上がって、自律的な運動体の一部になったり、あるいは受け身で匿名のオーディエンスでありながら自主交渉の街頭カンパに応じたり、反公害の「世論」を形成する⁽¹⁰⁾。

2つの運動体の闘争の舞台となるのが、直接交渉・裁判・認定をめぐる行政不服審査請求・司法による和解・政治決着をめぐる政治的交渉などのアリーナである。不特定多数のオーディエンスの環視のなかで、支援者に支えられて、多少とも固定したメンバーをもつ二者が舞台上で闘争するといった構図である。

自主交渉は水俣病闘争で独特の意味を担った。それにはいくつかの理由がある。まず、1950年代と1960年代を通じて、水俣病患者は二重の差別に曝され、抑圧されてきた。伝統的共同体と企業城下町の双方の辺縁に置かれていたことによる身分的・社会階層的な差別と、漁民を主体とする狭い地域共同体における患者への差別である。後者の差別は、ごく初期の誤解に基づいた伝染病忌避や水俣湾産魚介類の風評被害への恐れやカネ目当ての「偽患者」への反感など、複雑な背景をもっている。多くの証言にあるように、患者にとっては村八分のような厳しい社会的排除として経験された⁽¹¹⁾。

自主交渉は、1950年代に絶対的少数者と思われていた患者の実態を、チッソや水俣市・熊本県の行政に認識させ、被害への補償と病気による貧困化に対して生活支援を要求する運動であった。しかし、伝統的共同体と企業城下町における二重の抑圧と差別のなかでこの当然の要求をすれば、必然的に2つの共同体的規範から逸脱してしまうことになる。つまり、被害への賠償、困窮を極めた生活への支援、介護と医療の費用などの切実な金銭的要求そのものが、結果的に被害者自身の尊厳回復の主張となったのである。もちろん、尊厳の回復などと言語化されていない。

チッソに交渉を拒否されたり、県知事への陳情が取り合ってもらえない場合に、工場前や県庁前で抗議の意思を示すために行う「座り込み」は、チッソ工場幹部や水俣市民の共同体的規範に直接働きかけたり、（県の行政にかんする世論の反応を政治的に配慮せざるをえない）県庁幹部の迂回路を通じてより広いオーディエンスに訴えるものである。

しかし、水俣市や熊本県という限定された地域で、世論が患者の存在や要求に無関心であれば、座り込みは交渉要求の方法として効果がないことになる。交渉を環視するオーディエンスがなければ、チッソと互助会の間の交渉力格差は社会的規範の許す範囲の極限まで拡大する。実際、1959年の渡辺栄蔵らの自主交渉や座り込みは、見舞金契約というグロテスクな結果を生むだけに終わり、将来の展望を開くものでもなかった。

(10) ネットのなかで形成される不特定のグループの議論が政治的影響力を発揮したり、ネットを通じて資金調達を行うクラウド・ファイナンスによって実際の事業が行われるというように、現在でもオーディエンスは単に受け身の世論にとどまらない力をもっている。

(11) 石牟礼道子『苦海浄土』1969年、栗原彬編著『証言、水俣病』岩波新書、2000年、「被害者の証言」、全国連編『水俣病裁判全史』第四巻、日本評論社、2000年など。

これに対して、1970年前後から始まった渡辺栄蔵らの患者互助会の訴訟提起や川本輝夫らの自主交渉派の運動は、確かに初めは追い詰められた弱者の手段という側面をもっていたにしても、尊厳の回復と補償という運動の2つの目的は、10年前とは全く異なるオーディエンスを前にして、次第に闘争のなかで自覚されていく。訴訟派にしても自主交渉派にしても、企業と個人の責任追及や患者の尊厳の回復、損害賠償と生活支援・医療費負担の要求という運動の目的は共有していたのである。そもそも政府が1968年9月に水俣病の原因がチッソ工場廃液であることを認めた際に、分裂前の水俣病患者互助会は臨時総会を開き死亡者1,300万円、生存者年金60万円の補償金の要求を決定して、チッソと直接交渉を始めたのである。分裂の原因は、チッソが厚生省の第三者機関（補償処理委員会）へ補償の算定を任せ、厚生省がチッソも患者も第三者機関に白紙委任をすることを迫ったからである。実際、分裂後しばらくは後の訴訟派は自主交渉派と呼ばれた。

互助会分裂直後のインタビューで、訴訟派を率いる渡辺栄蔵は、チッソが国（厚生省）に調停の下駄をはずけたことを批判して次のように語る⁽¹²⁾。

赤穂浪士の場合も、1万5千人が5千になり、5百になり、47人になった。それでやっと結末が固まった。今残った連中が本当に固まれば敵討ちができるでしょう。子の、親の、兄の、弟の敵討ちが。チッソが、公害認定した国に責任があるから、そちらへ行けというのはごまかしだ。…公害、公害という必要もなかですよ。加害者でしょ、被害者でしょ、毒殺しとるでしょ…。

裁判というアリーナも、尊厳の回復と被害の補償という2つの目的を実現するために被害者団体が選んだ選択肢であった。法の論理には確かに制裁・懲罰（刑事）と損害賠償（民事）という、運動の2つの目的に見合った概念装置があるものの、実際の法の制度と運用は正確には対応しない。患者団体としては、チッソへの損害賠償請求の訴訟によって、同時にチッソへの制裁・懲罰の目的をも達成しようとしていたと理解すべきことになる。

互助会訴訟派が提訴した熊本水俣病第一次訴訟で、過失論を高度の注意義務論として再構成して勝訴に導いた富樫貞夫（熊本大学法学部）は次のように言う⁽¹³⁾。

四大公害訴訟はいずれも不法行為による損害賠償（慰謝料）を請求するという形をとっているが、原告である被害者にとってはむしろ損害賠償をとることだけが目的ではない。むしろ被害者に加えられた犯罪的行為に対する企業の法的責任をはっきりさせるといことがより大きな目的であるといつてよい。たとえば、水俣病訴訟は原告である患者・家族の意識においては一種の刑事裁判のようなものと考えられている。これに対して民事責任と刑事責任の分化という近代法の原則を持ち出して批判を加えることは、むしろ容易なことであろう。しかし、公害事件に関して国家が刑罰権を正当に行使していないという状況にあっては、公

(12) 宮澤信雄『水俣病四〇年史』葦書房、1997、33ページ。

(13) 富樫貞夫「公害訴訟の制裁的機能」朝日新聞、1971年3月5日、富樫『水俣病事件と法』石風社、1995年、所収。

害訴訟が実質的には加害者の刑事責任を追及するという色彩を帯びたものにならざるをえないのは事実として認めないわけにはいかない。

小論では、和解と政治決着をめぐるアリーナについては詳しく言及できないが、1990年前後から全国連（水俣病被害者・弁護団全国連絡会議）が提唱し始めた「司法救済システム」は、裁判の長期化を避けて高齢の患者やすぐにでも補償金が必要な窮迫した患者を救済するために、裁判所に和解勧告を出してもらうことを目的としていた。1990年には、各地の水俣病訴訟を審理する裁判所で、弁護団の要望に応じて次々に和解勧告が出された（東京地裁、熊本地裁、福岡高裁、福岡地裁、京都地裁）。しかし、環境庁は1990年10月に東京地裁の和解勧告を拒否する旨通告して、司法救済システムは失敗に終わった。

翌1991年に福岡高裁は改めて所見を出して、「和解救済上の水俣病」という新たな基準によって、疫学的条件と四肢末梢感覚障害だけを満たす患者も拾い上げ、1977年判断条件⁽¹⁴⁾について争うことを止めて、軽症や後発性の水俣病患者を広く薄く救済することを提唱した。司法救済システムでは県や国の責任は問われない。

政治決着とは、司法救済システムの失敗を受けて1995年に村山内閣が行った政治家主導の解決方法である。その内容は、

- (1) チッソは一定の症状の未認定患者に一時金260万円を支払い、
- (2) 県と国は医療費を支払い（「保健手帳」交付）、
- (3) 救済を受ける者は訴訟を取り下げ、
- (4) 最後に村山談話で政府の道義的責任を認める、

というもので、明らかに（以下で考察する）1959年の見舞金契約と同じ考え方に基づく。

この政治決着で約1万2,000人が救済の対象となり、約2,000人が訴訟を取り下げた。しかし、熊本水俣病関西訴訟⁽¹⁵⁾を提起した関西在住の59人は、大阪地裁の和解勧告を拒否して訴訟を続けた。最近でも、たとえば溝口訴訟⁽¹⁶⁾は、認定申請から39年後（本人死亡の34年後）に最高裁で水俣病患者として公式に認められるまで続けられた。明らかに、患者の尊厳の回復が訴訟の主要な目的なのである。

2回目の政治決着は、水俣病問題の最終解決を謳うもので、チッソの分社化と第一次政治決着と同じように「認定基準を満たさないものの、救済を必要とする」被害者の救済を目的とする。ただし、一時金は210万円に減額されている。この救済に三県（熊本県、鹿児島県、新潟県）で約6万5,000人が申請した。

(14) 医学的（科学的）判断と行政的裁量が融合した極めて不透明な条件で、多くの批判にさらされてきた。

(15) 1982年に関西在住の59人が大阪地裁に提訴。2004年の最高裁判決は国と県の行政責任をみとめた。但し、1977年判断条件そのものは否定していない。

(16) 溝口チエは1974年に認定申請をしたが、1995年に認定棄却された。これを不服として遺族（本人は1977年死亡）が2001年と2005年に棄却取消訴訟と認定義務づけ訴訟を提訴し、2013年4月に最高裁の判決で水俣病患者と認められた。

3 見舞金契約

見舞金契約（1959年12月）と補償協定（1973年7月）についてはよく知られているが、小論で必要となる限りで要約しておこう。

見舞金契約は、その二年前に結成された「水俣病患者家庭互助会」の代表者6名とチッソ（当時は新日本窒素肥料株式会社）が取り交わしたもので、要約すると次のようなものであった。

- (1) 弔慰金・見舞金——死亡者への弔慰金として30万円（葬祭料2万円と発病から死亡までの年数に年金額をかけた額を加算）。生存者へは、発病から契約時までの年数に年金額をかけた額）。
- (2) 年金——成人は10万円、未成年は3万円。
- (3) 新認定患者——水俣病患者診査協議会（この契約の直前の12月25日に厚生省公衆衛生局に急遽、臨時に設置されたもの）が認定したのものには、この契約に準じて支払う。
- (4)（見舞金契約第四条）——将来、水俣病がチッソ工場排水に起因しないことが判明すれば、見舞金交付は打ち切る。
- (5)（見舞金契約第五条）——患者互助会側は、水俣病がチッソ工場排水に起因することが判明しても、新たな補償金の要求はしない。

この契約には、チッソの責任になんら言及がなく、交渉力格差を利用して、極端に低額の補償額を提示し、将来の損害賠償請求権を放棄させるものであった。後に、熊本水俣病第一次訴訟の熊本地裁判決（1973年3月20日、確定）は次のように痛烈に批判した⁽¹⁷⁾。

以上、要するに本件見舞金契約は、加害者である被告が、いたずらに損害賠償義務を否定して、患者らの正当な損害賠償請求に応じようとせず、被害者である患者ないしはその近親者の無知と経済的窮迫状態に乗じて、生命、身体への侵害に対する補償額としては極端に低額の見舞金を支払い、そのかわりに、損害賠償請求権を一切放棄させるものであるから、民法第九〇条にいわゆる公序良俗に違反するものと認められるのが相当であり、したがって無効である。

どのような状況の下で、見舞金契約は締結されたのか。1957年8月、会長・渡辺栄蔵（1898－1986）らの水俣病患者互助会が結成された⁽¹⁸⁾。水俣病を取材した新聞記者の示唆などがあつたというものの、いわば自然発生的に生まれたものであり、市民運動や政治組織の援助はまったくなかったという⁽¹⁹⁾。水俣病患者互助会の運動は、県や県知事への嘆願書、陳情書などから始まる。

1958年6月に国会の委員会（6月24日の参院社会労働委員会）で、厚生省の公衆衛生局長は水

(17) 全国連編『水俣病裁判全史』第一巻、日本評論社、1998年。

(18) 「水俣病罹災者互助会」とか「水俣奇病家庭互助会」などと称したこともある。

(19) 石牟礼道子『苦海浄土』講談社文庫新装版、247－250ページ。

俣病の発生源はチッソ水俣工場と説明し、7月には同局長名で関係省庁や自治体に出した通達で、同趣旨の説明と対策の必要性を要請した。政府の発表をうけて、水俣漁協は総会を開いてチッソ・県・国に対して補償と原因究明の要望を決議したが、患者互助会は熊本県知事への嘆願書という形でしか要求を表現できなかったのである。

1958年9月12日の患者43名の熊本県知事への嘆願書は、数年にわたる患者の惨状と患者家庭の困窮を訴え、病気の治療のための原因究明と治療費・栄養費の支給を求める哀切なものである⁽²⁰⁾。その中に次のような注目すべき文言が見える。

私たちは正当な漁業によって操業し湾内の魚介類を摂取した事によって業病に冒されたのであります。不注意や過失によって罹患したのではありません。病を与えたものは誰であるか？ 公海において許された漁法をもって採取した魚介類に原因があるとすれば当然その責任は国にあるものと思料致します。

また仮に工場の排水により汚染された事により原因があるとしても、何等の対策もなく排水を許可していたのは国でありその責任の一半は国にあるものと存じます。

すでに水俣病闘争の出発点で、加害者と被害者の基本的関係や国の責任に関して、常識的だが明確な認識が持たれていたことは注目に値する。水俣病闘争とは、この認識を原因企業と行政に、科学的に、法的に、政治的に認めさせようとする運動とこの認識に抗い続ける原因企業と行政の対抗運動の間の闘争であるともいえる。

1959年11月2日の漁民暴動（後述）の日に、水俣市を視察に訪れた衆議院調査団16名に互助会代表は陳情をした。水俣市民病院前の広場で、漁民総決起集会のために集まっていた不知火海沿岸漁協の大集団が見守るなかで、患者互助会代表の一人である中岡さつきが行った陳情の様子は、現場で成り行きを見届けていた石牟礼道子の『苦海浄土』に書かれている。「国会議員の、お父さま、お母さま方、…」から始まり、議員の「お慈悲」にすぎた陳情は、表面的には当時の共同体的行動規範の延長線上にあるものと考えることができる。しかし、このような無意識的演技に前提とされていたはずの伝統的な行動規範は、進行する患者家族の窮状によって破られていく。

漁民暴動後にチッソと不知火会沿岸の漁協の調停が進展する最中の1959年11月21日に、互助会は再び県にたいして陳情書を提出して窮状を訴え、「漁業問題に優先して」患者への補償問題を解決するように要請している⁽²¹⁾。

同年11月25日に、渡辺栄蔵はチッソ工場長に対して「…水俣病は貴工場の排水に依って発病し死亡したことは社会的事実であります。」との決議文を提出し、被害者78名の補償金として2億3,400万円（一人あたり300万円）を要求するに至る⁽²²⁾。社会的事実とは、工場排水が水俣病の原因であることは周知の事実であるのに、チッソ側は因果関係が証明されていないことを盾にとってそれを否認していたために用いられた苦肉の用語である。

(20) 水俣病研究会編『水俣病事件資料集上巻』葦書房、1996年、121ページ。

(21) 同上、129ページ。

(22) 同上、130ページ。

この要求がチッソ工場長名の文書で拒否されると、患者互助会はその当日の11月25日から12月27日まで水俣工場前に座り込みを行う。孤立無援のなかでの座り込みでは展望が開けない。そこで、全患者家庭から一名以上の集団で、水俣市議会議長とともに熊本県知事を訪れて、進行中の「不知火会漁業紛争調停委員会」で、患者補償も取り上げて調停斡旋をするように要望する。

この座り込みは後に自主交渉派の常套戦術になっていくが、どのように計画されたのか明らかでない。11月2日の漁民総決起集会に集まった漁民が4,000人程度であり、チッソ水俣工場に2,000人程度がおしかけて、工場内部に侵入し事務所の器物破損などの暴力行為を働いた（漁民暴動）。デモや工場乱入の戦術は事前に周到に計画されたものであるという⁽²³⁾。これに対して、患者互助会は80名足らずの勢力であり、実力行使によって自らの主張を広く不特定の世論に訴えることは不可能であった。圧倒的に不利な状況で、恐らくは自然発生的に座り込みによる直接交渉の要求という戦術がとられたものと考えることができよう。

一方、要望を受けた知事は上京し、チッソの吉岡社長を説得したが、吉岡は水俣病の責任を認めることになる損害賠償ではなく、見舞金とすることを主張した⁽²⁴⁾。水俣漁協や36の単位漁協が集結する県漁連（熊本県漁業協同組合連合会）と異なり、組織力も影響力もない互助会は、孤立無援のなかで、知事の調停案を受け入れるように迫る政治的圧力に屈して調停案を呑んだのである。互助会との調停は、同時進行していた県漁連との調停のいわば付属物であり、チッソの圧倒的な交渉力はそのまゝ両者への調停案のなかに持ち込まれた。互助会内部では調停案を受け入れるかどうか、最後まで紛糾した。

実力行使で社会的・政治的な注目を集めることができた県漁連にしても、チッソとの補償交渉は県漁連側の敗北に終わった。県漁連の24億円の要求に対して、実質1億円程度の補償を得たに過ぎなかったからである⁽²⁵⁾。さらに、患者互助会とチッソの見舞金契約第五条とほぼ趣旨の条項が、県漁連とチッソの間に結ばれた契約の最後に付け加えられた。「県漁連は、将来工場排水が悪化しない限り、水俣病がチッソの工場排水に起因することが決定した場合においても、一切の追加補償の要求はしないものとする」という趣旨の条項である⁽²⁶⁾。

実際、上記の見舞金契約は一連の漁業補償契約や後年の一任派との補償協定と同一のパターンに従っている⁽²⁷⁾。

- (1) 第一次漁民紛争（1959年8月）——水俣漁協とチッソの紛争。中村止水俣市長を委員長とする斡旋委員会が出した斡旋案（漁業補償）は漁協にとって不利なものであったが最終的に漁

(23) 後藤孝典『沈黙と爆発』集英社、1995年、81ページ。

(24) 見舞金契約に至る経緯は、熊本水俣病第一次提訴熊本地裁判決などによる。熊本水俣病訴訟第一審の寺本知事（当時）の証人尋問で、見舞金契約は患者への補償というより治安問題として処理したこと、一時金などは労災を基準にとったこと、見舞金契約第五条はチッソの強い要望で取り入れたことなどを明らかにしている（1972年6月26日の証人尋問）。

(25) 後藤前掲書、82ページ。

(26) 『水俣病事件資料集上巻』239-240ページ。

(27) 漁民紛争に関しては、熊本水俣病第一次提訴第一審判決、熊本富樫前掲書、宮澤信雄前掲書、後藤前掲書などによる。それぞれの補償契約は『水俣病事件資料集上巻』にある。

協は呑む（8月29日）。

- (2) 第一次漁民紛争（1959年10月－12月）——県漁連傘下36漁協とチッソの紛争。11月2日の漁民暴動を含む。寺本広作熊本県知事が委員長となる「不知火海漁業紛争調停委員会」の斡旋により12月25日に漁業補償の契約を取り交わす。上記のように、その契約書第六条に見舞金契約第五条とほぼ同じ条項がある。これは、水俣病患者への補償と患者が出たことによる風評被害への補償の要求を予め封じる条項である。
- (3) 患者互助会とチッソの紛争（1959年11月－12月）——見舞金契約。
- (4) 第二次漁民紛争（1960年2月－10月）——水俣漁協が水俣病の補償を求めて（有力者の斡旋に不信感を抱いていたため）自主交渉を申し入れたが、チッソは応ぜず、結局、県知事の斡旋を求める。「水俣市漁業紛争調停委員会」はチッソの意向を入れて、金銭補償のかわりにチッソ工場（30人から50人）や関連運輸会社（20人程度）の就労を斡旋。さらに、漁協から工場廃液プールのための約10万坪の海面埋め立て権を1,000万円で取得。漁協は内紛の末、全面的屈服。10月25日に契約。見舞金契約第五条に相当する条項を含む。
- (5) 旧認定患者⁽²⁸⁾一任派との和解契約（1970年）——1968年9月に政府が水俣病の公害認定を行うと、互助会はチッソの責任を不問に付した見舞金契約に代わるべき新たな補償契約を要求した。直接交渉をチッソに申し入れると、チッソは補償基準の決定を国に要請した。厚生省は、第三者機関の人選と決定には異議なく従うという確約書を互助会に迫り、互助会は激論の末、自主交渉派（後の訴訟派）と確約書に署名する一任派に分裂する。第三者機関である厚生省の補償処理委員会は、見舞金契約の論理をそのまま認めて、チッソの企業責任を問わず、弔慰金や年金を増額するという斡旋案を示した。患者を症状と年齢で16ランクに分け、死亡者の一時金が最高額で400万円、生存者一時金の最高額が200万円、年金の最高額が38万円という低い水準である。

さらに、前節で指摘したように、まったく同じパターンが1995年の第一次政治決着にまで届いている。共通するのは次のような交渉にかんする力学である。紛争が生じて膠着状態に陥ると、有力政治家が調停を依頼されるという形をとって介入し、中立性を装うために斡旋委員会や調停委員会を発足させ、紛争当事者に委員会の調停案に従うことを約束させた上で、委員会で調停案が作られる⁽²⁹⁾。しかし、調停委員会の内部にそのまま企業城下町や企業体制の「場」の論理と力が持ち込まれるために、被害の原因や被害の程度・範囲を確定せずに、（水俣病患者への補償に労災基準を適用するなどの）被害の実態を無視した調停案が出来上がることになる。

交渉の観点から見れば、調停案は現存する力関係をそのまま反映するものとなり、見舞金契約の

(28) 旧患者あるいは旧認定患者とは、1956年から1969年までに認定された112人の患者である。1959年までに認定された79人は主治医や専門医の診断によって認定された。1960年代の33人の内23人は胎児性患者である。新認定患者は、1970年以降に成立した公的な認定制度で認定された患者である。

(29) 富樫貞夫は、交渉の決裂→漁民や患者の窮迫とチッソの余裕→実情を無視した低額の斡旋・調停案→調停案受け入れの圧力という仕組みを指摘し、「斡旋・調停といっても、実質は仲裁に近い」という。富樫前掲書、58ページ。

場合には、チッソと互助会との間の圧倒的な交渉力格差が見舞金契約の文言に直接に翻訳されることになる⁽³⁰⁾。

確かに、チッソと患者互助会との見舞金契約は一審判決で否定されたが、見舞金契約の力学は潜在的には常に働いていると考えるべきであろう。

4 補償協定

水俣病闘争の歴史のなかで、事態が急展開し運動の密度が高まる時期をいくつか特定することができる。この意味の第一の転機が、上記の見舞金契約締結に至る1959年である。第二の転機が1960年代後半から1973年の補償協約締結に至る運動の高揚期である。見舞金契約と補償協定という対照的な結果を生み出したこの2つの転機の間には「沈黙の10年」と言われる運動の退潮期がある⁽³¹⁾。

市民社会や公共圏における、どのような社会的な意味や価値の配置と、どのような社会的な力(チッソのもつ経済権力とそれを支援する行政権力)の配置が対照的な2つの結果をもたらしたのであろうか。見舞金契約と補償協定を生み出した社会的な磁場はどのように異なっていたのであろうか。

補償協定とは、川本輝夫らの自主交渉派と旧認定患者の訴訟派が合同した「東京交渉団」とチッソとの間の契約である(下図参照)。初期水俣病闘争における自主交渉の金字塔とみなされている⁽³²⁾。協定は前文、本文、協定内容からなるが、要約すれば次のようになるであろう。

補償協定(1973年7月9日締結)

前文

- (1) チッソは、汚染原因の事実、その後の事実の否認と責任回避、対策をとらなかったことを認め、患者の受けた苦痛と差別に関して患者に陳謝し、交渉を遅延させたことを交渉団に陳謝し、社会不安を醸成したことを社会に陳謝する。
- (2) 熊本水俣病第一次提訴の判決に服す。
- (3) 情報開示と海域の浄化対策。

本文

- (1) 全患者の過去・現在・将来にわたる被害を償い続ける。
- (2) 協定締結以降に新たに認定された患者にもこの協定を適用する。

協定内容

- (1) 弔慰金——症状のランクに応じて1,600万円から1,800万円。

⁽³⁰⁾ 後の認定基準(1977年判断条件など)をめぐる闘争は、この構造に加えて、行政と専門家集団の関係を考慮する必要がある。

⁽³¹⁾ 後藤前掲書、93ページ。

⁽³²⁾ たとえば、原田前掲書『水俣病はおわっていない』108ページ、原田『水俣が映す世界』日本評論社、1989年、72ページ。

- (2) 医療費・医療手当・介護手当の支給。
- (3) 年金——ランクに応じた年金の支給。
- (4) 基金——3億円の基金で患者の医療生活保証を行う。

見舞金契約との対照は明らかである。チッソは水俣病の企業責任を認め、弔慰金は格段に増額され、さらに極めて重要な条項であるが、自主交渉派の患者だけでなく、全認定患者に、弔慰金の支払い、生活保障、および医療費負担を約束している。自主交渉派の全面的勝利ともいえる成果である。

しかし、1960年代まで被害者の声を抑圧してきた行政・企業・医学のシステムとチッソの頑なな態度の前に、少数者が展望もなく一途に直接交渉を要求して座り込むという川本らのとった戦術は、1950年代終わりに、孤立し病気と生活に追い詰められた渡辺栄蔵らの患者互助会のとった行動と本質的に異なるわけではない。

どのように自主交渉は「成功」したのか。自主交渉運動の経緯や川本輝夫の経歴などについてはすでに多くの資料や紹介がある⁽³³⁾。ここでは次ページに掲げた図に従って簡単に要約しておこう。

川本輝夫（1931－1999）は自ら水俣病患者であり、1965年に父親を劇症水俣病で失っている。1969年半ば頃から、水俣湾近辺の潜在的被害者を発掘し、認定申請を勧めて回った。同年6月に未認定患者や死亡者家族6名と「水俣病認定促進の会」を結成し、同年と翌1970年に熊本県に認定申請したが、2回とも却下されたため、1970年8月に県の行政措置を環境庁に糾すための行政不服申請を行った。

翌1971年の環境庁裁決は熊本県の認定棄却を取り消すものであり、川本は新認定患者として、訴訟派の旧認定患者といわば同じスタートラインに立ったと感じた。これが本来の意味の自主交渉運動のはじまりである。

なぜ川本は旧認定患者らの訴訟（熊本水俣病第一次訴訟）に加わらず、少数者の自主交渉を選んだのか。川本らの運動を弁護士として支援した後藤孝典は「チッソへの補償交渉の申入れは、濃厚に人間関係がいろいろ組んだ伝統的地縁社会によく見られる、まず話しあってみようという、穏やかな線から出発した。」という⁽³⁴⁾。

しかし、そこでぶつかったのは、将来の膨大な補償額を恐れるチッソ経営陣の頑なな態度であった。さらに企業城下町の論理で川本らを非難するピラと川本らの応酬のピラ合戦のあげく水俣市で孤立し、東京のチッソ本社へ6名の代表者が自主交渉に出かける。1959年11月の渡辺栄蔵らの座り込みに展望がなかったのと同様に、川本らの東京での自主交渉にも展望はなく、「座り込みは残された唯一の抗議手段」であった。

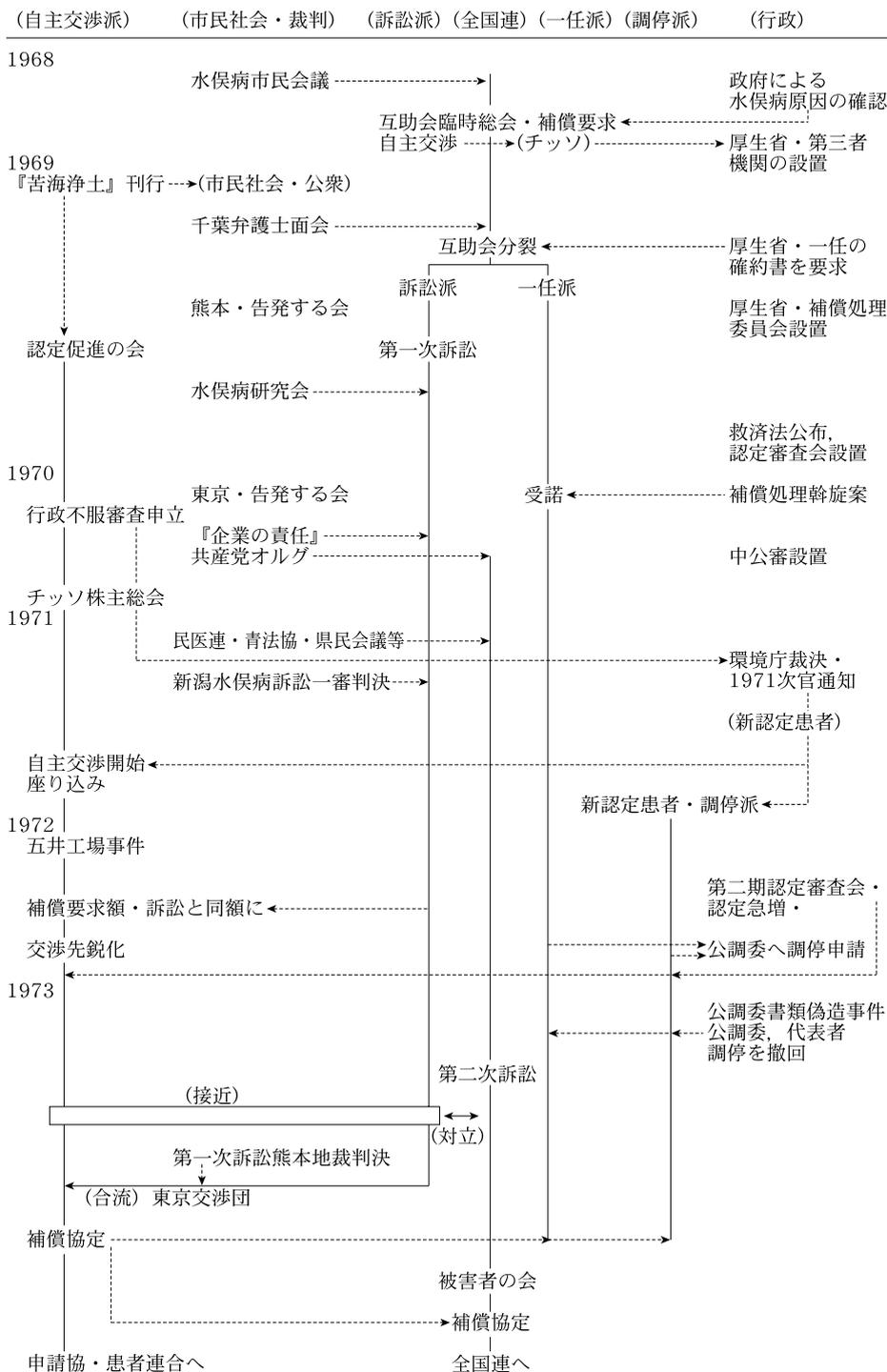
少数者の運動を支えたのが、ひとつには熊本や東京の「水俣病を告発する会」等の支援組織とそ

(33) 石牟礼道子編著『水俣病闘争、わが死民』1972年、原田正純『水俣病』1972年、三島昭男『哭け、不知火の海』三一書房、1977年、原田『水俣病は終わっていない』1985年、後藤孝典『沈黙と爆発』1995年、富樫貞夫『水俣病事件と法』1995年、鶴見和子『内発的発展論の展開』1996年、栗原彬編著『証言、水俣病』2000年など。

(34) 後藤前掲書173ページ。

補償協定に至る水俣病闘争

図中の実線は運動の継続性を示し、破線は効果や影響を示す。



の実働部隊であり、熊本「告発する会」のメンバーと重なり合う「水俣病研究会」に集まった専門家（熊大法学部の富樫貞夫、同医学部の原田正純や二塚信）や弁護士の後藤孝典等であった。1968年初めに結成された「水俣病市民会議」も支援組織であるが、患者と弁護士との仲介役や「訴訟提起患者の世話組織」であったという⁽³⁵⁾。

自主交渉派の運動をささえたもうひとつの力は、東京の街頭カンパなどに応じるような不特定で匿名の支持者たちであり、実際にカンパは運動資金として重要な役割を果たした。

熊本水俣病裁判で、裁判が進行する1971年と1972年を通じて、次々に明らかにされるチッソの企業犯罪と県の行政の怠慢が、地域のメディアや全国紙の報道を通じて、あるいは1972年に水俣・熊本・東京で行われた裁判報告大会で明らかにされ、衝撃をもって受け取られた⁽³⁶⁾。

このように、熊本水俣病第一次訴訟は裁判そのものを闘争の舞台にすると同時に、地域や全国の不特定の受け身のオーディエンスを敏感な「注視するオーディエンス」にかえていった。さらにその背後には、もっと漠然とした都市住民の関心状況の変化——1960年代後半に次々に提起された四大公害訴訟（熊本水俣病、新潟水俣病、四日市公害、イタイイタイ病）への関心の高まりや、高度経済成長の結果、大気・河川・海浜の汚染に関する都市住民の生活感覚の変化——もあろう。

水俣市でも、1971年11月のピラ合戦で示されたチッソを失うという恐怖に対して、新たな水俣病患者の発見の報道が続いて水俣病が次第に身近に近づいてくる恐怖が募ってくる。

困窮を極める少数者の先鋭な主張と行動が、企業犯罪対被害者という形でマスメディアによって大きく増幅され、60年代終わりから70年代初めの高度成長の屈折を経験しつつある都市住民に共感を生んだのである。たとえば、1971年12月8日の交渉における川本輝夫らの鬼気迫る姿や、1972年はじめのチッソ五井工場事件（川本輝夫らの患者代表だけでなく、写真家のユージン・ミスや新聞記者も工場労働者から暴行をうけた）などが大きく取り上げられた。

1972年に自主交渉そのものは進展を見せなかった。同年3月までに、自主交渉派は初めの18名から12名に縮小していたが、脱落は生活・闘病・闘争（水俣工場前の座り込みは続いていた）の苦しさによるものである。交渉の行き詰まりを打開するために、自主交渉派は大石武一・環境庁長官と沢田一精・熊本県知事に仲介を申し入れ、両者の立会の下で公開自主交渉が行われたが、7回の交渉の後、成果なく同年11月にこの形の交渉は終了する。

同年7月には、中央公害審査委員会が改組され、より強い権限をもつ公害等調整委員会（公調委）が発足する。旧認定患者一任派や新認定患者は公調委に調停を申請することになるが、チッソ経営幹部は熊本水俣病第一訴訟の判決の前に、公調委がより低額の補償額を提示することを期待していた。しかし、1973年に入ると、公調委への患者の委任状が偽造されていたことが発覚し、事実上、

(35) 渡辺京二「闘いの原理」、石牟礼『水俣病闘争、わが死民』124ページ。

(36) 第一次訴訟で注目された証言には次のものがある。元チッソ病院長・細川一のネコ実験に関する臨床訊問、元チッソ水俣工場長・西田栄一への1年にわたる証人尋問、元チッソ工場技術部長及び次長の証人尋問（熊大が行うより1年早く工場廃液からメチル水銀を検出していたこと、ネコ実験を知っていたことなど）、元チッソ社長吉岡の臨床訊問（熊大の研究を攪乱するための水俣病爆薬説に根拠のないことを承知していた）、チッソ労働者の証人尋問（水俣病工場内の苛酷な労働実態や原因説明後も行われ続けた排水など）、寺本元熊本県知事の尋問（見舞金契約は治安問題として処理した、見舞金は労災を基準にした、免除条項はチッソの強い要望でとりいれた、等）。

公調委は調停者としての権威を失うことになる。つまり、前節で述べた見舞金契約の力学は公調委の焦りで不発に終わったのである。

自主交渉派の苦境を打開したのは、熊本水俣病第一次訴訟の一審判決である。訴訟派患者の家族が自主交渉派にいたため、自主交渉派の要求補償額はすでに訴訟原告の要求に合わせてあった。一審判決は、患者本人の弔慰金については原告の要求通りに認めた（判例との整合性のために近親者への弔慰金は却下された）。

熊本地裁判決（1973年3月20日、確定）は次のように要約できる⁽³⁷⁾。

- (1) チッソの過失責任については、先の新潟水俣病訴訟第一審判決（1971年9月29日）と同じように、『水俣病に対する企業の責任』⁽³⁸⁾で主張された過失論——チッソ水俣工場のような化学工場は高度の注意義務（安全確保義務）を課されており、その注意義務を怠ることが過失にあたる——を採用し、全面的に水俣病の責任を負うとする。
- (2) 見舞金契約は公序良俗に反する無効なものとする。
- (3) 弔慰金は、原告の要求通りに認める（補償協定・協定内容（1））。

判決後、自主交渉派と訴訟派が合流した「東京交渉団」は、この判決を足場にして、判決の補償に上乘せする形で、弔慰金の他に生涯にわたる生活保障（年金）と医療費・介護費支給を全認定患者に約束することに目標を定め、成功したのである。

最後に、2つの論点を挙げておこう。一審判決の2日前、チッソは控訴せず判決に従うと発表したが、なぜチッソは控訴しなかったのであろうか。チッソの内部資料が手許にないので憶測するほかはないが、チッソは社会的に追い詰められていたと考えることができよう。水俣病はチッソの工場排水が原因であるとの政府による公的な認定（1968年）以降、チッソはその限りで責任を認めてきた。裁判の審理が進むなかでチッソの企業犯罪が次々と暴かれて、裁判で裁かれると同時に、注視する世論によって裁かれていった。法的には可能な控訴という選択肢は、社会的には不可能であった。

もう1つは反事実的仮定に基づく疑問である。かりに、チッソが控訴したり、熊本地裁の判決が原告に不利であって原告側が控訴した場合に、自主交渉派の運動はどのような展開をみせていたであろうか。訴訟が高裁や最高裁の判決に至るまでの5年や10年の年月を運動は持ちこたえることができたであろうか。

現実には、川本輝夫らの自主交渉派運動を引き継いだ「水俣病患者連合」は、1980年代の終わりに、チッソへの贖罪の要求や患者の尊厳回復のパスを使い果たして支援者の大部分を失い、一時金・年金・医療費などの補償を求める運動に変質していく。1995年の第一次政治決着の際には、ライバルの全国連に先がけて、当時の大島理森・環境庁長官と極秘会談で与党解決案を受け入れて、政治決着の土俵を準備する役割を自ら引き受けた⁽³⁹⁾。

(37) 前掲『水俣病裁判全史』第一巻。

(38) 互助会訴訟派を支援するために、1969年9月に、原田正純や二塚信（医学）、富樫貞夫（法学）、丸山定巳（社会学）、石牟礼道子（文学）、宮澤信雄（ジャーナリスト）などが集って「水俣病研究会」を結成して学際的研究を進めた。『水俣病に対する企業の責任』はその研究成果である。

(39) この間の経緯は水俣病患者連合編『魚湧く海』葦書房、1998年に詳しい。

おわりに

現代のコモンズは、オストロムが議論したような自立する生産共同体のなかの協力の原理から、次第に、共同体の成員（地域住民）だけでなく、国や地方自治体の行政機関、NPOやボランティアなどの市民社会、さまざまな分野の専門家などと縦横に連携することによって初めて存続できる資源配分の原理に代わりつつあるように見える⁽⁴⁰⁾。危機のコモンズは、大規模災害後の救援活動や被災者たちの中長期的な生活再建の運動であるから、より一層の外部からの救援や連携が不可欠である。

水俣病闘争・自主交渉派の初期の運動を概観してわかることは、医学者や法学者や弁護士のような専門家、デモや座り込みや交渉を支援する実働部隊、街頭カンパや宿泊設備などを提供する人々のような外部との連携が不可欠であるだけではない。裁判という別のアリーナの闘争が自主交渉にとって重要な足場や触媒の役割を果たしたのである。補償協定に至るチッソとの交渉で、第一次訴訟の熊本地裁判決が橋頭堡を提供したことは説明した。補償協定後の川本らの運動は、次々に繰り出される（刑事・民事・行政の）訴訟や行政不服審査請求に彩られている。

自主交渉や裁判の重要局面を注視するオーディエンスの存在も、自主交渉にとって不可欠であることを、川本らの運動と1959年の渡辺栄蔵らの孤立した運動を対比することで説明した。交渉力とは交渉当事者に備わるなんらかの実体的能力ではなく、「場」の歪み方によって決まる社会関係なのである。

最後に、自主交渉派の運動を負のクラブと見なさなければならないことを確認しよう。患者や患者家族にとって、病気の苦痛や家庭の困窮や生活の悲惨に軽重はなく、すべての患者や家族が同一の苦痛や困窮や悲惨を経験しているという確信から、訴訟派は裁判の原告として要求する弔慰金の幅を1,600万円から1,800万円までに抑えた。ほぼ同額といってよい。自主交渉派の18名も新たに認定されると、一律の弔慰金3,000万円をチッソに要求した⁽⁴¹⁾。

被害は被害者グループのなかで非競合的（非加法的）であって、各患者や各家庭に分解できない（あるいは分解しない）ことは運動の原点であり、運動を支える連帯感の根拠でもあった。被害者集団が共有する苦痛と悲惨を、原因企業にぶつければ贖罪の要求になり、自分たちに反照すれば尊厳の回復の主張になる。

ただ、この論理を実際に維持することは難しい。かりに、被害の苦痛が分解可能（加法的）であれば、あるいは分解可能であるとみなせば、被害者集団は負のクラブを作る必要はない。被害者を適当に選んで原告団として、損害賠償の訴訟で原因企業から補償金を獲得して原告団で分配すれば、もはやグループを維持する理由はなくなる。患者は被害に相当する損害賠償を各々獲得して解散すればよいのである。損害賠償の裁判は負財の市場取引となる。

（たけだ・しげお 法政大学経済学部教授）

(40) たとえば、高橋佳孝「多様な主体が協働・連携する阿蘇草原再生の取り組み」『大原社会問題研究所雑誌』655（2013年5月）、1-18ページ。

(41) その後、訴訟派の要求額に合わせた。